

議案第108号

芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
制定の件

芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和2年12月18日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第7号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

（選挙運動用自動車の使用の公費負担）

第2条 芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないとなったときは、その事由が生じた日。）までの日数（以下「選挙運動の日数」という。）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により芽室町（以下「町」という。）に帰属することとならない場合に限る。

（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、芽室町選挙管理委員会（以

下「委員会」という。)の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第4条 町は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

- (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいづれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円)の合計金額
- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

- ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいづれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額
- イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に選挙運動の日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会の確認したものに限る。)
- ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該

選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

（選挙運動用自動車の使用の契約の指定）

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

（ビラの作成の公費負担）

第6条 候補者は、第8条に定める金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（ビラの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 町は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（その額に1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担）

第9条 候補者は、第11条に定める金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出）

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

第11条 町は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が1, 390円を超える場合には、1, 390円）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該選挙のポスター掲示場の数に1. 2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

説 明

公職選挙法の改正により、条例を制定することによって町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大が可能となったことから、本町においても町議会議員選挙及び町長選挙における選挙公営の拡大に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

選挙費用の公費負担条例制定の概要

1 公職選挙法の一部改正について

候補者の負担を減らし、候補者間の選挙運動の機会均等を図り、また、多様な人材の議会参加を促進する環境を整備することを目的として、公職選挙法の一部改正が行われました。これにより、これまで都道府県と市のみを対象としていた選挙公営制度（選挙運動費用の一部を町が負担する仕組み）を、条例で定めることにより町村にも同様に拡大することが可能となりました。また今回の法改正により、町村議会議員選挙に伴う供託金制度が新たに導入されました。

2 地方選挙の選挙公営と供託金

選挙区分	公営の有無			供託金額
	選挙運動用 自動車	選挙運動用 ポスター	選挙運動用 ビラ	
都道府県知事	○	○	○	300万円
都道府県議会議員	○	○	○	60万円
市長	○	○	○	100万円 ※政令指定都市 240万円
市議会議員	○	○	○	30万円 ※政令指定都市 50万円
町村長	✗ → ○	✗ → ○	✗ → ○	50万円
町村議会議員	✗ → ○	✗ → ○	颁布不可 ↓ 颁布解禁 公営対象	無し ↓ 供託金導入 15万円

※候補者の得票数が一定数（「供託物没収点」という）に達しない場合、供託金は没収となり、選挙に要した経費の公費負担が適用されません。

【町長選挙】 供託物没収点＝有効投票の総数 ÷ 10

【町議会議員選挙】 供託物没収点＝（有効投票の総数 ÷ 議員定数） ÷ 10